

第2章 本計画が目指す地域福祉の姿（ビジョン）

1 目指す地域福祉の姿

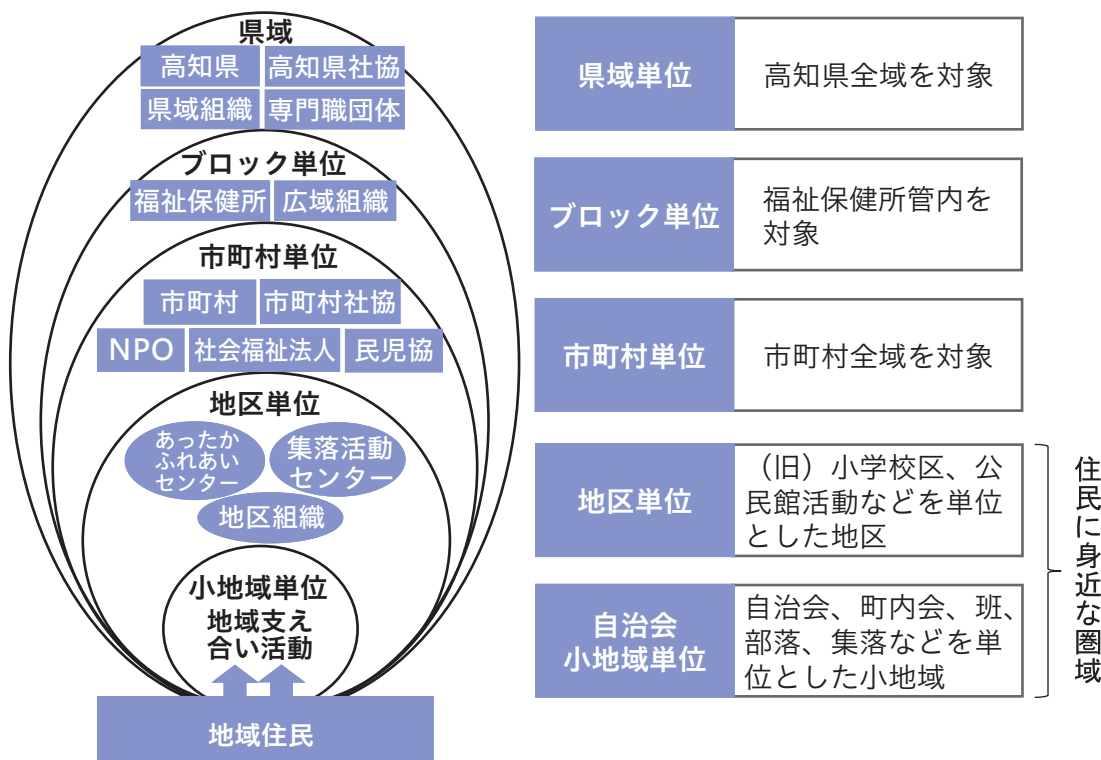
① 地域の考え方

本計画の策定にあたっては、下記のような5階層で地域福祉活動の取組が行われていることを想定し、本計画の取組や目標を検討しました。

なお、市町村の規模によっては市町村単位以下が2階層や4階層などに分かれ取組が行われている地域もあります。

階 層		範囲や取組
県域単位		高知県全域 …県域の機関や団体同士の連携が行われる範囲
ブロック単位		福祉保健所単位 …市町村を超えて福祉事業の連携が行われる範囲
市町村単位		市町村全域を対象 …包括的な新体制の構築が行われる範囲、生活支援体制整備事業における第1層
住民に身近な圏域	地区単位	(旧)小学校区、公民館活動などを単位とした地区 …地区を範囲としたゆるやかなつながりがあり、地域拠点の設置が行われ、各種地域団体で地区ごとの取組が行われる範囲、生活支援体制整備事業における第2層
	自治会 小地域単位	自治会、町内会、班、部落、集落などを単位とした小地域 …顔の見える関係があり、地域住民による支え合い活動が行われる範囲

<計画を策定するうえでの地域の考え方>



② 計画の目標

少子高齢化・人口減少が進み、また、地域生活課題が複雑化・多様化してくるなかで、**地域住民が地域の課題を「我が事」と捉え、積極的に地域生活課題の解決に参加することができる地域づくり**が求められています。この地域づくりには、地域生活課題のみに着眼するのではなく、地域に今ある、あるいは今も残る資源（人のつながり、伝統、文化、環境等）にも着眼し、住民と住民、**住民と関係機関、関係機関と関係機関などの多様なつながりを活かした**取組が求められています。

また、こうした地域づくりを進めていくうえで、特に重要となるのが、「**住民に身近な圏域**」で**住民や民生委員・児童委員、社協、行政など地域の多様な団体・機関がつながり、地域住民が主体となった地域づくりを進められるように、地域の実情に応じた仕組みづくり**を進めていくことです。

こうしたことを踏まえ、本計画では、令和5年度(2023年度)末までに次の大目標を掲げ、計画を推進していきます。

誰もが安心して暮らし続けることができる地域を目指すために、高知県社協は、市町村社協や関係機関・団体との多様なつながりを活かし、地域住民が主体となって持続可能な地域づくりに取り組めるよう、
「地域の実情に応じた仕組みづくり」を進めます。

また、計画の推進にあたって、高知県社協及び市町村社協には、「**協働の中核**」の機能が求められています。この機能には、「**地域づくりに向けた関係機関との協働の中核**」と「**地域生活課題の解決に向けた関係機関との協働の中核**」の2つの機能があり、これらの機能が果たせるよう「**地域プラットフォームづくり**」に積極的に取り組んでいく必要があります。

③ 地域の仕組みづくりの推進モデル

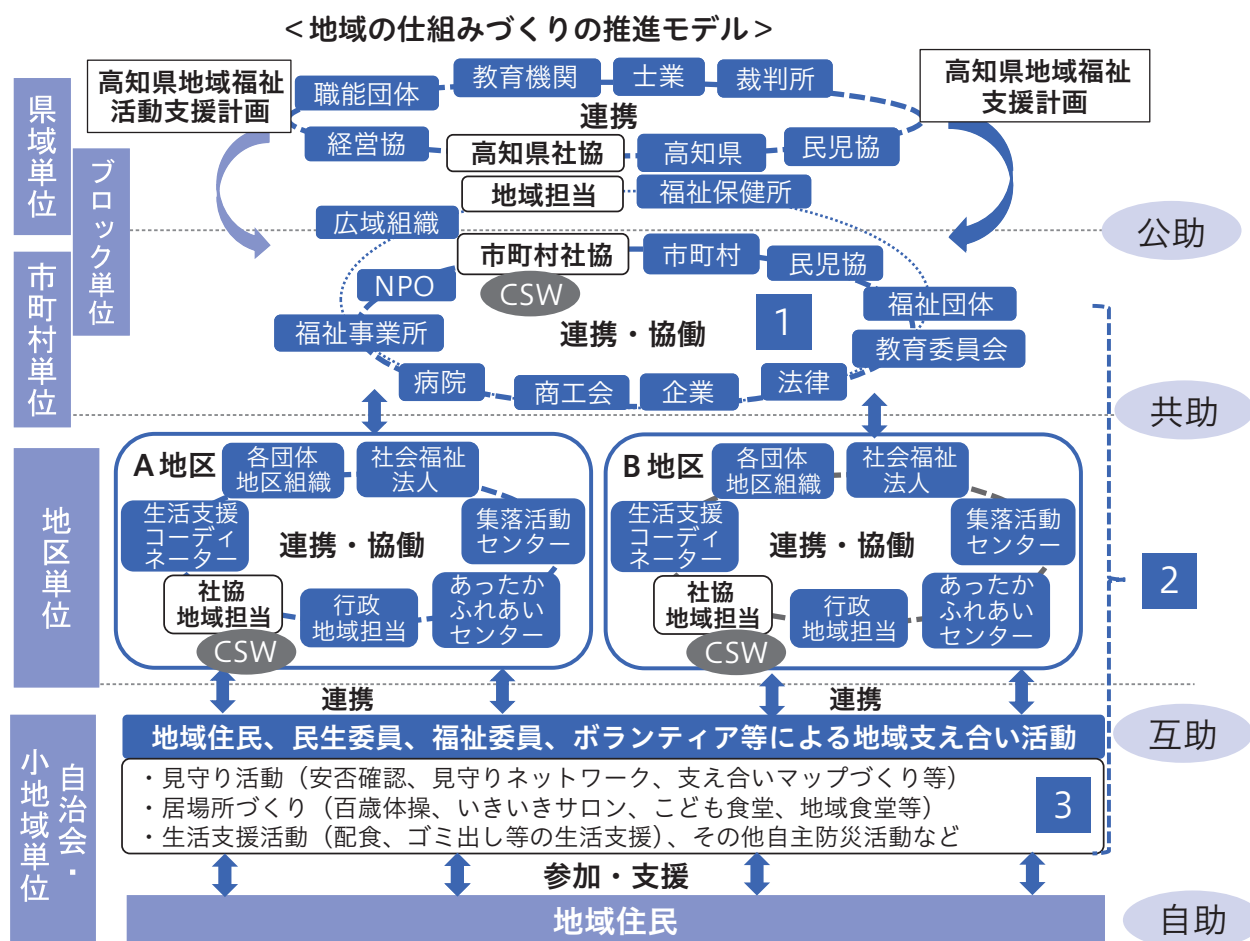
本計画の目標となる「地域の実情に応じた仕組みづくり」を進めるため、次のような地域モデルを想定しました。このモデルは、高知県内で既に取り組まれている市町村の地域福祉推進体制や地域共生社会の実現に向けて検討されている項目を踏まえ、本県での仕組みづくりを推進していくためにイメージ化したものです。

この地域モデルは、「住民に身近な圏域」での住民主体の地域支え合い活動を取組が進めていけるように、地区単位・市町村単位・ブロック単位・県単位で重層的に支援体制の構築を目指すものであり、今後の仕組みづくりを進めるうえでは次の3つのポイントが重要となります。

- ① 市町村圏域で多機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める
- ② 住民に身近な圏域を重視し、重層的な圏域づくりを進める
- ③ 住民に身近な圏域で住民主体による地域生活課題の解決と地域づくりを一体的に進める

また、各階層での仕組みづくりを進めていくためには、住民の自助・互助・共助の取組を進め、市町村社協と市町村、高知県社協と高知県が各階層で連携しつつお互いの役割を果たしながら、各階層で関係団体・機関と連携・協働した取組を進めていくとともに、市町村と高知県、市町村社協と高知県社協が連携しながら各階層をつなぐ取組が重要となります。

各階層で期待される機能や役割、仕組みづくりを進めるうえでのポイントは次表のとおりです。



階 層	機能と役割、仕組みづくりを進めるポイント
県域単位 【役割を担う機関】 高知県 高知県社協	【機能と役割】 ・ 権利擁護支援や大規模災害時の対応など市町村単独での取組が困難な課題について、県域で対応する。 ・ 高度な専門性を要する課題について、市町村における取組を後方支援するとともに、複数の市町村に跨る課題について、市町村間の調整を行う。 ・ 地域支援を進めるコーディネーターや相談支援活動従事者に対する人材の養成やフォローアップ、ネットワークづくりを行う。 【推進にあたってのポイント】 ・ 県域単位として活動する様々な機関や地域活動団体が集まり、県全体での地域福祉の方向性について協議し、目標を共有する（高知県地域福祉支援計画や高知県地域福祉活動支援計画の一体となった取組）。 ・ 県全域の活動や相談支援活動が市町村で円滑に行われるように、県域の福祉団体や専門職団体とネットワークを構築し、市町村で行われる活動の総合支援体制づくりを目指す。

階 層		機能と役割、仕組みづくりを進めるポイント
ブロック単位	【調整を担う機関】 高知県 福祉保健所 高知県社協	【機能と役割】 ・ 権利擁護支援や災害ボランティア活動支援など小規模市町村での取組が困難な課題について、複数市町村が共同で対応する。 ・ 市町村単位で活動する団体が集まり、取組の情報交換や相互支援体制を構築する。 【推進にあたってのポイント】 ・ 共同の取組に向けた市町村間の協議が円滑に進むようブロックレベルで調整する。
	市町村単位	【機能と役割】 ・ 地域住民の複合化・複雑化した地域生活課題に対応できるように、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む包括的な支援体制の構築を進める。 ・ 地区単位や小地域単位で支え合い活動や相談活動を行う人材の養成やフォローアップを行う。 【推進にあたってのポイント】 ・ 市町村を単位として活動する様々な機関や地域活動団体が集まり、市町村全体での地域づくりの方向性について協議し、目標を共有する（市町村地域福祉計画や市町村地域福祉活動計画の策定）。 ・ 小地域単位や地区単位で行われる地域活動や相談支援活動を円滑に進めることができるように、保健医療・介護、住宅、司法、教育、産業など幅広い分野の団体とネットワークを構築し、地域にある社会資源の再配分を行い、あるいは新たな仕組みの創出を目指す。特に社会福祉法人の公益的取組を活かすことに留意する。 ・ 地域住民から幅広く相談を受け止めるとともに、相談機関が把握した地域生活課題のうち、複合化・複雑化した課題に対応できるように、多機関の協働による総合的な相談支援体制づくりを目指すとともに、多機関協働の中核を担う機関を明確化する。
住民に身近な圏域	地区単位	【機能と役割】 ・ 地区を単位として活動する機関・団体の相互調整を行う。 ・ 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティアなどが気づき、受け止めた地域生活課題について、アウトリーチによる早期な対応・支援を行う。 【推進にあたってのポイント】 ・ 地区を単位として活動する様々な機関や地域活動団体が集まり、地区全体の地域づくりの方向性について協議し、目標を共有する（地区別の地域福祉活動計画の策定）。 ・ 小地域単位での地域支え合い活動を推進していくために、地区単位で活動するコーディネーターの役割が重要となる。コーディネーターは、地区内に存在する既存の社会資源の把握と活性化、必要な新たな社会資源の開発、人と人あるいは人と社会資源とのつなぎ、住民と社会資源と行政とのネットワークづくりが求められる。

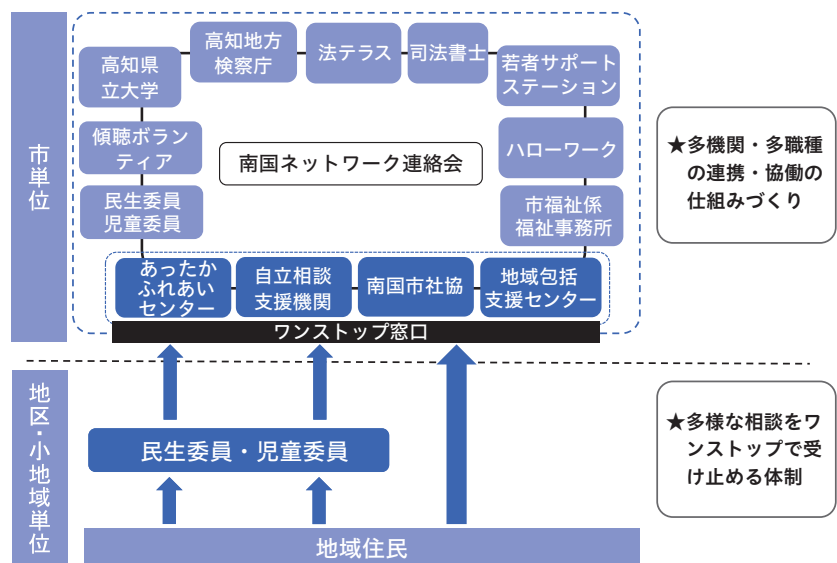
階 層		機能と役割、仕組みづくりを進めるポイント
住民に身近な圏域		【機能と役割】 ・地域生活課題に応じた様々な地域支え合い活動の創出を行う。
	自治会・小地域単位	【推進にあたってのポイント】 ・住民が主体的に地域の多様な課題に気づき、あるいは把握し、解決に向けての取組について、地域づくりと一体的に話し合う場を設定する。 ・地域住民が出会い、お互いを知り、学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりが生まれ、徐々に住民同士の支え合う関係性を築いていくことを目指していく。 ・住民同士が出会うことのできる場、気かけ合う関係性をつくるためには居場所づくりが重要であり、対象者を限定する居場所だけでなく、日常的に全世代・多様な住民が集まる居場所づくりが重要である。 ・地域生活課題の解決にあたって、住民の負担が過大にならないように、スモールスタートを心がける。

④ 地域の仕組みづくりの実践事例

1 市町村圏域で多機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める

南国市

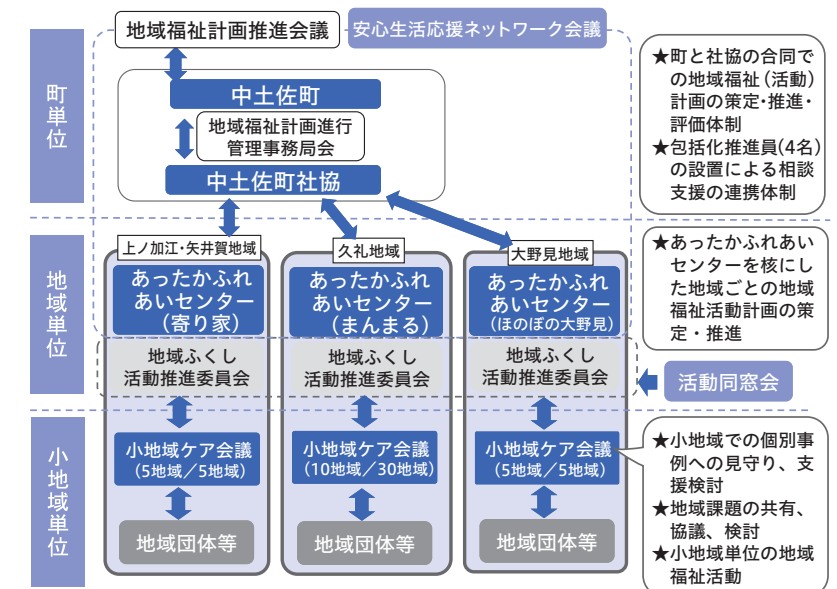
「南国ネットワーク連絡会との連携による総合相談体制」



2 「住民に身近な圏域」を重視し、重層的な圏域づくりを進める

中土佐町

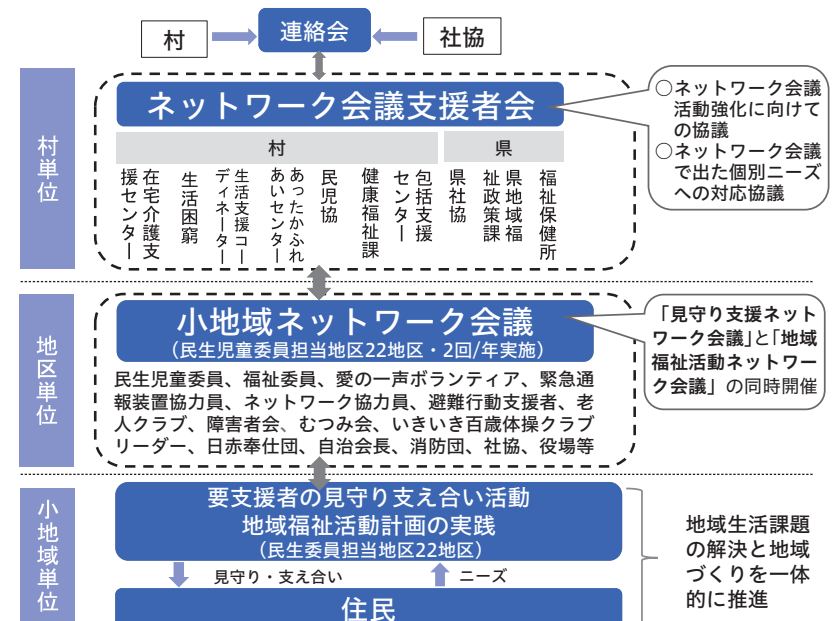
「あったかふれあいセンターを中核とした相談支援体制と小地域福祉活動」



3 住民に身近な圏域で住民主体による地域生活課題の解決と地域づくりを一体的に進める

日高村

「住民主体の地域(むら)づくり『小地域ネットワーク事業』」



【取組の概要・プロセス】

南国市社協では、平成26年から生活困窮者自立支援事業を開始した際に、住民から寄せられる多様な相談をワンストップで受け止め、解決につなげることができるように、多機関連携の場となる「南国ネットワーク連絡会」を立ち上げました。連絡会は、弁護士・司法書士・行政職員・ハローワーク・少年鑑別所など多様な団体・機関で構成されており、相談を解決につなげる大きな力となっています。また、仕事などの理由から日中は相談に来ることができない人のために、夜間の相談会となる「なんこく生活総合相談会『今夜はあんしんしナイト！』」を平成28年から開催（年3回）しています。この相談会は連絡会と連携して開催しており、働く世代から寄せられる生活費、多重債務・ローン滞納、子育てなどの多様な相談にも、相談内容に応じてその場で専門の相談機関や専門職が連携してチームで対応を行っています。

【仕組みづくりのポイント】

多機関・多職種の連携により制度の枠を超えた包括的な支援体制が構築され、住民から寄せられる相談に対して「断らない」、「迷子にさせない」仕組みが形成されています。

【取組の概要・プロセス】

中土佐町社協では、町内に3ヶ所（小中学校区ごと）のあったかふれあいセンターの運営と地域福祉コーディネーターの配置により、各センターを地域福祉の拠点として地域福祉の推進を行っています。各センターでは、小地域単位で住民の集いや活動の場づくりを進めるとともに、住民がより身近な小地域で個別の見守りや地域課題の解決を検討する「小地域ケア会議」の開催などを進めてきています。また、各センターに地域福祉（活動）計画の進行管理を行う「地域ふくし活動推進委員会」を開催しており、住民、社協、行政が一体となって地域の情報共有を進めています。こうした取組から把握した住民の多様な困りごとを解決につなげるように、社協及び行政にそれぞれ解決に向けた調整役となる包括化推進員を配置しています。

【仕組みづくりのポイント】

町内3ヶ所のあったかふれあいセンターを核にした取組が進められるように、社協や行政が連携して中土佐町全体の地域福祉（活動）計画の進捗管理を行うとともに、住民に身近な小地域での地域課題の解決を検討する場を設置するなど重層的な仕組みが形成されています。

【取組の概要・プロセス】

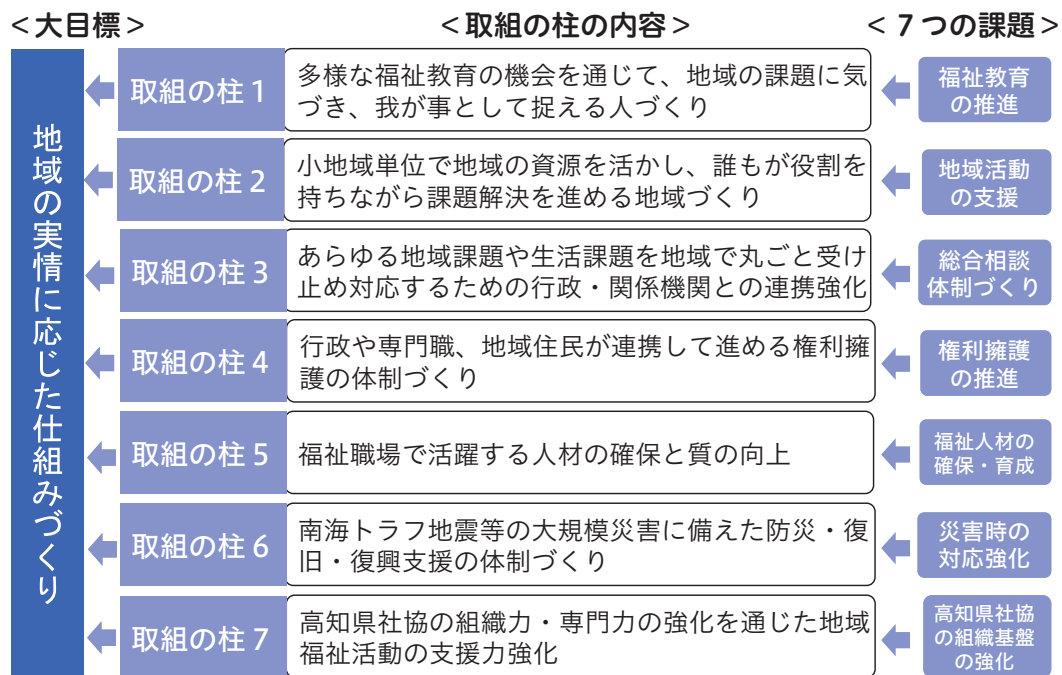
日高村社協では、平成3年から民生委員・児童委員を中心に一人暮らし高齢者等のニーズ把握や見守り活動を進めるために、民生委員担当地区ごとに「小地域ネットワーク会議」をスタート。平成15年には防災をテーマにしたマップづくりをきっかけに、個別の見守りだけでなく地域づくりも考える場となり、平成19年には地域福祉活動計画の策定を機に、小地域ネットワーク会議の場が計画の具体的な実施計画と実践を振り返る場に発展してきました。現在は、年2回、支援を必要としている人の見守り状況等の確認を行う「見守り支援ネットワーク会議」と地域福祉活動計画の実施計画や評価を行う「地域福祉活動ネットワーク会議」を同時に開催しています。

【仕組みづくりのポイント】

小地域ネットワーク会議には民生委員・児童委員を核に、福祉委員、愛の一声ボランティア、自治会長、消防団など多様なメンバーが毎回参加し、小地域単位で気になる住民の見守り支援の検討と住民の交流の場づくりなど地域づくりに向けた取組が一体的に進められています。

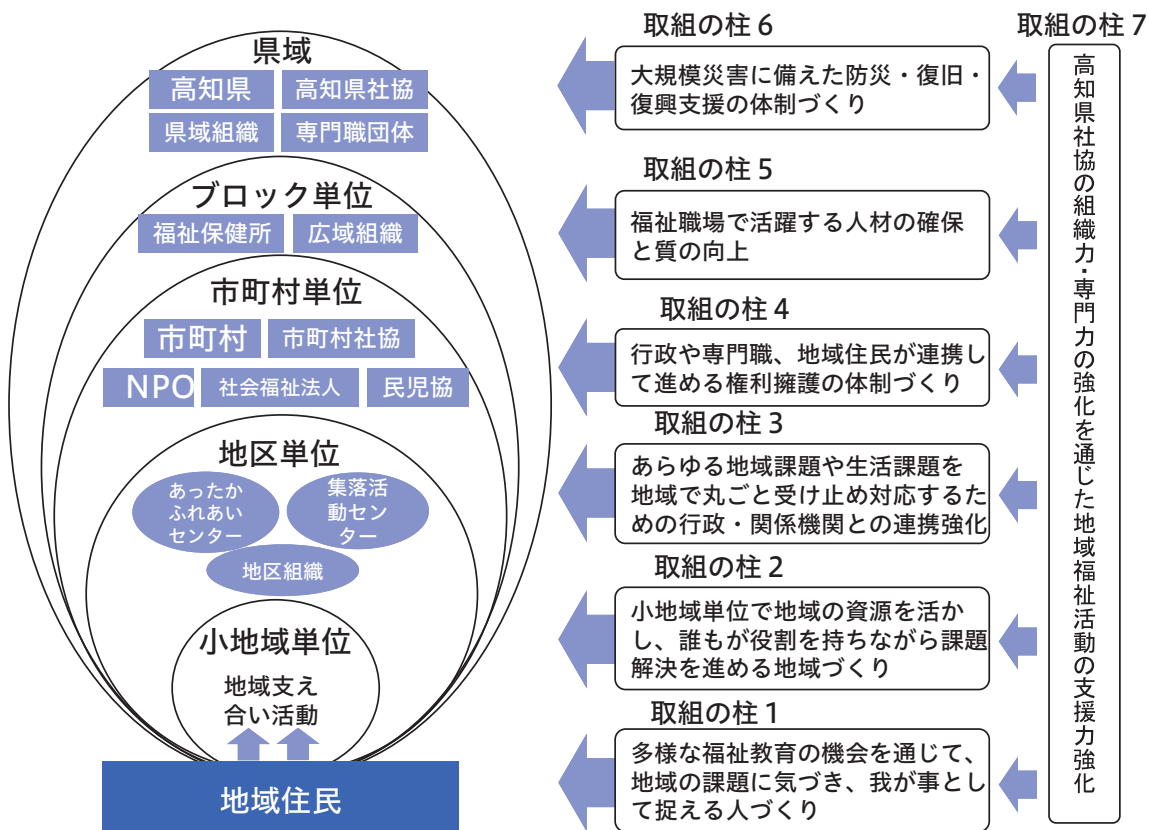
2 取組の柱

本計画では、「地域の実情に応じた仕組みづくり」を進めるために、第1章で掲げた「7つの課題」に対応していくために、次の7つの柱に沿って取組を進めていきます。



また、これらの取組の柱は、地域の仕組みづくりの推進モデルでも示した各圏域ごとの取組を推進していく柱としても位置付けられます。

<地域階層と取組の柱>



3 高知県社協の役割

高知県社協ではこの計画を進めるため、第3期高知県地域福祉支援計画とともに、関係機関・団体と連携しながら次の役割を果たしながら取り組んでいきます。

< 高知県社協の役割 >

- ① **方向性の提示** …地域の変化や制度改正等を踏まえた今後の取組の方向性を示す
- ② **仕組みづくり** …各市町村で対応できない課題に対してブロック単位や圏域単位で広域的に対応できる仕組みを創る
- ③ **人材育成** …地域福祉活動や福祉サービス等に従事する人材を育成する
- ④ **相談・助言** …市町村社協や社会福祉法人、NPO 等に対して相談・助言を行う
- ⑤ **つながりづくり** …地域生活課題の解決に向けて、地域・分野を越えたネットワークづくりや橋渡しを行う
- ⑥ **場づくり** …同じ課題を抱える者が情報交換したり、協働できる場を提供する
- ⑦ **調査研究** …地域福祉活動の推進や地域生活課題の解決に向けた調査研究を行う
- ⑧ **情報発信** …社協活動の広報を行うとともに、各種制度の改正に関する情報や地域福祉活動の実践事例等について情報を提供する
- ⑨ **直接援助** …生活困窮者や刑務所等の退所者、就労に不安を抱える若者等に対して、就労支援や地域生活支援に関する相談援助を行う
- ⑩ **政策提言** …地域福祉の推進に向けた必要な制度や事業の創出に向けて高知県等に提言を行う

< 高知県社協の役割 >

